平成２１年（フ）第２０号
兵庫県丹波市山南町岩屋1112番地　ヒューマンライフ野坂Ｂ―203号
債務者　中島　　豊
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第２２号
兵庫県丹波市柏原町挙田712番地９　雇用促進住宅柏原宿舎３―504号
債務者　山中　芳夫
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第２４号
兵庫県丹波市市島町下竹田341番地
債務者　西岡　純子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第２６号
兵庫県丹波市柏原町柏原2699番地
債務者　森本　克子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
兵庫県姫路市的形町的形1778番地１　サンパティック的形302号
債務者　山下　路子（旧姓奥濃）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６６９号
広島市佐伯区三宅２丁目１番４―1203号
債務者　前田江美子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７２６号
広島市安佐北区落合２丁目39番22―３号
債務者　西田秀雄こと　朴　　秀雄
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７２７号
広島市安佐北区落合２丁目39番22―３号
債務者　西田幸子こと　文　　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７２８号
広島市中区舟入南３丁目９番23―201号
債務者　榊原　一博
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７９０号
広島市西区草津新町２丁目18番９号ケントハウス202号
債務者　藪谷　聖治
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８２２号
広島市安芸区中野５丁目22番13―301号
債務者　井伊　千恵
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８２６号
広島県東広島市西条町御薗宇4659番地
債務者　丸井　利恵（旧姓西森）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８３５号
広島市東区曙２丁目３番５号
債務者　森　　忠夫
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８４８号
広島市中区住吉町14番４―204号
債務者　角田　辰男
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８５０号
広島市西区横川町１丁目４番６―501号
債務者　外山　公孝
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８５１号
広島県安芸郡府中町大通３丁目２番６号202
債務者　山根　　透
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８５２号
広島県安芸郡府中町大通３丁目２番６号202
債務者　山根嘉代子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８５５号
広島市西区己斐中１丁目２番34―302号
債務者　宮岡　真二
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部